

「上里町国民保護計画」新旧対照表

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
1	P.1	第1編	第2章		計画策定の背景・経緯	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「 <u>事態対処法</u> 」)という。 <u>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。</u> が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「 <u>武力攻撃事態対処法</u> 」)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更
2	P.3	第1編	第3章	⑦	計画策定に当たっての基本的な考え方	○ <u>要配慮者</u> の保護 高齢者、障害者、乳幼児等 <u>要配慮者</u> の積極的な避難救援対策を実施する。	○ <u>災害時要援護者</u> の保護 高齢者、障害者、乳幼児等 <u>災害時要援護者</u> の積極的な避難救援対策を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
3	P.3	第1編	第3章	⑩	計画策定に当たっての基本的な考え方	○ <u>外国人への国民保護措置の適用</u> <u>町は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u>	新規	「都道府県国民保護モデル計画」(消防庁)との整合、東京オリンピック等を踏まえ外国人も保護対象であることの明確化
4	P.4	第1編	第4章	第2節(1)	上里町の概況(人口)	本町の平成 <u>31</u> 年4月1日現在の人口は、世帯数 <u>12,787</u> 世帯、人口 <u>31,017</u> 人であり、直近5ヵ年で約 <u>500</u> 人減少している。 このうち外国人は <u>490</u> 世帯の <u>1,164</u> 人である。また、人口を年齢別に分けると15歳までが <u>4,166</u> 人、 <u>13.4</u> パーセント、16歳から64歳までが <u>18,647</u> 人、 <u>60.1</u> パーセント、高齢者(65歳以上)は <u>8,204</u> 人であり、総人口の約 <u>26.5</u> パーセントを占めている。	本町の人口は平成 <u>18</u> 年4月1日現在の人口は、世帯数 <u>11,161</u> 世帯、人口 <u>31,890</u> 人であり、直近5ヵ年で <u>650</u> 人、年約 <u>130</u> 人の増加がある。 このうち外国人は <u>524</u> 世帯の <u>1,143</u> 人である。 <u>又</u> 、人口を年齢別に分けると15歳までが <u>5,426</u> 人、 <u>17</u> パーセント、16歳から64歳までが <u>21,420</u> 人、 <u>67.1</u> パーセント、高齢者(65歳以上)は <u>5,044</u> 人であり総人口の <u>15.9</u> パーセントを占めている。	時点修正
5	P.4	第1編	第4章	第2節(2)	上里町の概況(道路、交通網の状況)	また町の中心部を関越自動車道、上越新幹線が通過しており、上越道や信越道の分岐である上里サービスエリアがある。 <u>平成27年12月からはスマートインターチェンジが供用を開始している。</u>	また町の中心部を関越自動車道、上越新幹線が通過しており、 <u>中でも</u> 上越道や信越道の分岐である上里サービスエリアがある。	時点修正

一連番号	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由	
6	P.8	第1編	第5章	第1節	町等の責務(国民保護措置の仕組み)	<p>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p>	<p>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p>	国資料(国民保護措置の仕組み)との整合
7	P.11	第1編	第5章	第6節 1 (3)②	弾道ミサイル攻撃の場合	<p>②留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。<u>そのため、町及び県は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u></p>	<p>②留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>	基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化
8	P.15	第2編	第1章	第1節	通信の確保	また、市町村は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	また、市町村は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の導入、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	現状に合わせた表現の適正化(市町村に対するJアラートの導入は完了しているため)
9	P.16	第2編	第2章	第3節	職員の指定と伝達手段の整備	なお、部長、現地对策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話等の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進めていくものとする。	なお、部長、現地对策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、防災行政無線の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進めていくものとする。	現状に合わせた表現の適正化(幹部等の情報伝達手段は、防災行政無線ではなく、携帯電話、衛星携帯電話に変更になっているため)
10	P.18	第2編	第4章	第2節 1	モデル避難実施要領の作成	なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、都市部や山間部といった地域的特性、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。	なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、都市部や山間部といった地域的特性、自ら避難することが困難な災害時要援護者の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
11	P.18	第2編	第4章	第2節 2 (1)③	モデル避難実施要領の作成	③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。	③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、災害時要援護者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
12	P.18	第2編	第4章	第2節 2 (2)①	弾道ミサイル攻撃からの避難	警報と同時に住民をできるだけ、 <u>近傍</u> のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。	警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。	基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化
13	P.18	第2編	第4章	第2節 2 (2)① イ(ア)	弾道ミサイル攻撃からの避難	そうでない場合には、いったん外に出て、より <u>堅ろう</u> な建物や地下に避難する。	そうでない場合には、いったん外に出て、より <u>堅牢な</u> 建物や地下に避難する。	表現の統一
14	P.23	第2編	第4章	第3節 2	避難人数の把握	2 <u>要配慮者</u> の把握 (2)在宅の <u>要配慮者</u> について 市町村は、在宅の <u>要配慮者</u> の状況や緊急連絡先について把握に努めるものとする。	2 <u>災害時要援護者</u> の把握 (2)在宅の <u>災害時要援護者</u> について 市町村は、在宅の <u>災害時要援護者</u> の状況や緊急連絡先について把握に努めるものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
15	P.23	第2編	第4章	第4節 1 (1)①	避難の指示の周知	(1)住民への周知方法 ① 町は、 <u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</u> ② 町は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、行政区組織を經由した伝達等、住民への避難	新規	現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)
16	P.23	第2編	第4章	第4節 1 (2)	災害時要援護者への周知方法	(2) <u>要配慮者</u> への周知方法 ② 在宅の <u>要配慮者</u> への周知方法 市町村は、在宅の <u>要配慮者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備しておくものとする。	(2) <u>災害時要援護者</u> への周知方法 ② 在宅の <u>災害時要援護者</u> への周知方法 市町村は、在宅の <u>災害時要援護者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備しておくものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
17	P.24	第2編	第4章	第4節 1	情報通信機器の活用	(4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 県及び市町村は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国と協力して <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。</u>	2 <u>通信機器の活用</u> 県及び市町村は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国と協力して <u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進めていくものとする。</u>	現状に合わせた表現の適正化(消防庁通知(Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進)との整合を図るため)

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
18	P.25	第2編	第4章	第6節 1	避難施設の指定都 施設管理者との連絡 体制	<p>町は、県が以下の指定要件を満たす施設に対して行う避難施設の指定に協力するものとし、その指定に際しては、避難施設に避難住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める。</p> <p>また、多数の避難住民の受け入れに当たっては、指定している避難施設だけでは容量が不足すると考えられることから、旅館や民宿、福祉施設等の受け入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民の受け入れの協力関係を構築するように努める。</p> <p>【避難施設の指定要件】 (1)公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。 (2)爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。 (3)避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。 (4)物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。 (5)危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜</p>	<p>多数の避難住民の受け入れに当たっては、指定している避難施設だけでは容量が不足すると考えられることから、旅館や民宿、福祉施設等の受け入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民の受け入れの協力関係を構築するように努める。</p>	<p>基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化 現状に合わせ追記</p>
19	P.27	第2編	第4章	第7節 1	避難のための交通手段の確保	<p>1 交通手段選択の基本方針 避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p>	<p>1 交通手段選択の基本方針 避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とするが、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p>	<p>基本指針との整合(自家用車を利用した避難について基本指針の平仄と整合を図るため)</p>
20	P.27	第2編	第4章	第7節 1	避難のための交通手段の確保	<p>なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、県及び市町村の公用車等を使用できるものとする。</p>	<p>なお、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、県及び市町村の公用車等を使用できるものとする。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>
21	P.27	第2編	第4章	第7節 2 (4)	避難のための交通手段の確保	<p>なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用するものとする。</p>	<p>なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用するものとする。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>
22	P.27	第2編	第4章	第7節 2 (5)	避難のための交通手段の確保	<p>(5) 要配慮者への配慮</p>	<p>(5) 災害時要援護者への配慮</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>
23	P.29	第2編	第4章	第11節	被災者に対する住宅供給対策	<p>なお、その際には、高齢者や障害者等要配慮者対策について、配慮していくものとする。</p>	<p>なお、その際には、高齢者や障害者等災害時要援護者対策について、配慮していくものとする。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更</p>

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
24	P.23	第2編	第4章	第11節	被災者に対する住宅供給対策	<p><u>また、応急仮設住宅等の迅速な供給を行うための体制を整備しておくこととする。</u></p> <p><u>(1) 応急仮設住宅等建設予定地の選定</u> 建設予定地については、主に以下の基準により選定しておくものとする。</p> <p>【選定する基準】</p> <p>① 飲料水が得やすい場所 ② 保健衛生上適当な場所 ③ 交通の便を考慮した場所 ④ 居住地域と隔離していない場所</p> <p>建設予定地は原則として町有地とするが、状況により私有地に設置しようとする場合には、地権者等との間に協定を結ぶなどの方法を講じておくものとする。</p> <p><u>(2) 資機材の調達・人員の確保等</u> 町は、建設業関係団体との間に、<u>応急仮設住宅用</u></p>		現状に合わせ追記
25	P.30	第2編	第5章	第1節2	緊急物資備蓄	備蓄品の品目及び数量等は、 <u>くらし安全課</u> (防災担当)が全体を掌握しておく。	備蓄品の品目及び数量等は、 <u>総務課</u> (防災担当)が全体を掌握しておく。	現状に合わせた表現の適正化
26	P.30	第2編	第5章	第1節2	緊急物資備蓄	<p>(8)あおぞらパーク防災倉庫 (9)どんぐりの丘公園防災倉庫</p>	新規	現状に合わせ追記

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
27	P.36	第2編	第7章	第3節 4	埋・火葬対策	<p>5 埋・火葬対策</p> <p>大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。</p> <p>このため県は、「<u>埼玉県広域火葬実施要領</u>」に基づき埋・火葬対策を実施しておくものとする。</p> <p>なお、柩等火葬資材の不足などの際は、必要に応じて協定先の葬祭業団体の協力を得るものとする。</p> <p>町は「<u>埼玉県広域火葬実施要領</u>」に基づき埋・火葬対策を実施していくものとする。</p>	<p>5 埋・火葬対策</p> <p>大規模な武力攻撃災害が発生した時には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。</p> <p>このため町は、<u>埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講じる。</u></p> <p>(1)遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。</p> <p>(2)近隣市町の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。</p> <p>(3)墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</p>	現状に合わせた表現の適正化
28	P.38	第2編	第11章		訓練の実施等	<p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。</p>	<p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p>なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。</p>	基本指針の変更(H29.12)に伴う表現の適正化
29	P.40	第2編	第11章	第2節 2 (2)	学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の救助・避難マニュアルの作成、訓練等	<p>(2)各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、<u>要配慮者</u>、施設利用者の安全を確保するため、県警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p>	<p>(2)各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、<u>災害時要援護者</u>、施設利用者の安全を確保するため、県警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
30	P.41	第2編	第12章	第2節 2 (4)	自主防災組織との協力関係の構築	<p>(4)組織の活性化の促進 助言・指導、<u>先進団体の取組の紹介等</u></p>	<p>(4)組織の活性化の促進 助言・指導、<u>モデル組織の設置への助成等</u></p>	現状に合わせた表現の適正化

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由																								
31	P.46	第3編	第1章	第2節 1	上里町国民保護対策本部等の組織図			平成30年3月改訂「上里町地域防災計画」との整合																								
32	P.47	第3編	第1章	第2節 1	上里町国民保護対策本部長、副本部長、本部員及び分掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>担当する</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td>本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長、教育長、消防団長</td> <td>本部長を輔佐し、本部長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務課長、くらし安全課長、保健医療課長、まち整備課長、産業振興課長、学校教育課長、上下水道課長</td> <td>本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地にのみむを各課の指揮をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	担当する	分掌事務	本部長	町長	本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。	副本部長	副町長、教育長、消防団長	本部長を輔佐し、本部長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。	本部員	総務課長、くらし安全課長、保健医療課長、まち整備課長、産業振興課長、学校教育課長、上下水道課長	本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地にのみむを各課の指揮をとる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>担当する</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> <td>本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長、教育長</td> <td>本部長を輔佐し、本部長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務課長、総合政策課長、税務課長、町民環境課長、福祉こども課長、健康保険課長、老人福祉センター所長、保健センター所長、まち整備課長、産業振興課長、下水道課長、人権共生課長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、中央公民館長、図書館長、郷土資料館長、水道課長、所長課長及び分掌事務</td> <td>本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地にのみむを各課の指揮をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	担当する	分掌事務	本部長	町長	本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。	副本部長	副町長、教育長	本部長を輔佐し、本部長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。	本部員	総務課長、総合政策課長、税務課長、町民環境課長、福祉こども課長、健康保険課長、老人福祉センター所長、保健センター所長、まち整備課長、産業振興課長、下水道課長、人権共生課長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、中央公民館長、図書館長、郷土資料館長、水道課長、所長課長及び分掌事務	本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地にのみむを各課の指揮をとる。	平成30年3月改訂「上里町地域防災計画」との整合
職名	担当する	分掌事務																														
本部長	町長	本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。																														
副本部長	副町長、教育長、消防団長	本部長を輔佐し、本部長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。																														
本部員	総務課長、くらし安全課長、保健医療課長、まち整備課長、産業振興課長、学校教育課長、上下水道課長	本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地にのみむを各課の指揮をとる。																														
職名	担当する	分掌事務																														
本部長	町長	本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。																														
副本部長	副町長、教育長	本部長を輔佐し、本部長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。																														
本部員	総務課長、総合政策課長、税務課長、町民環境課長、福祉こども課長、健康保険課長、老人福祉センター所長、保健センター所長、まち整備課長、産業振興課長、下水道課長、人権共生課長、会計課長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、中央公民館長、図書館長、郷土資料館長、水道課長、所長課長及び分掌事務	本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ現地にのみむを各課の指揮をとる。																														
32	P.47	第3編	第1章	第2節 1	上里町国民保護対策本部所掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課長 (くらし安全課)</td> <td>・国民保護に関する情報の収集に関すること ・国民保護対策本部の設置、運営に関すること ・国からの指示及び国への情報並びに連絡調整に関すること ・警察、消防の指示及び緊急連絡の伝達に関すること ・避難訓練の実施に関すること ・避難の指示に関すること ・緊急通報の対応に関すること ・国民保護本部の設置に関すること ・国民保護本部の所掌に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・多難難関の対応、監視及び事件に関すること</td> </tr> <tr> <td>総務部 (総務課長)</td> <td>・職員の前編、記録に関すること ・職員の前編に関すること ・職員の前編に関すること ・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること</td> </tr> <tr> <td>保健課長 (総合政策課長)</td> <td>・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること</td> </tr> <tr> <td>会計課長 (会計課長)</td> <td>・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部名	所 掌 事 務	総務課長 (くらし安全課)	・国民保護に関する情報の収集に関すること ・国民保護対策本部の設置、運営に関すること ・国からの指示及び国への情報並びに連絡調整に関すること ・警察、消防の指示及び緊急連絡の伝達に関すること ・避難訓練の実施に関すること ・避難の指示に関すること ・緊急通報の対応に関すること ・国民保護本部の設置に関すること ・国民保護本部の所掌に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・多難難関の対応、監視及び事件に関すること	総務部 (総務課長)	・職員の前編、記録に関すること ・職員の前編に関すること ・職員の前編に関すること ・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること	保健課長 (総合政策課長)	・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること	会計課長 (会計課長)	・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部 (総務課長)</td> <td>・国民保護対策本部の運営に関すること ・警察の指示及び緊急連絡の伝達に関すること ・避難訓練の実施に関すること ・避難の指示に関すること ・緊急通報の対応に関すること ・国民保護本部の設置に関すること ・国民保護本部の所掌に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・多難難関の対応、監視及び事件に関すること</td> </tr> <tr> <td>保健部 (総合政策課長)</td> <td>・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること</td> </tr> <tr> <td>会計部 (会計課長)</td> <td>・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部名	所 掌 事 務	総務部 (総務課長)	・国民保護対策本部の運営に関すること ・警察の指示及び緊急連絡の伝達に関すること ・避難訓練の実施に関すること ・避難の指示に関すること ・緊急通報の対応に関すること ・国民保護本部の設置に関すること ・国民保護本部の所掌に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・多難難関の対応、監視及び事件に関すること	保健部 (総合政策課長)	・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること	会計部 (会計課長)	・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること	平成30年3月改訂「上里町地域防災計画」との整合						
部名	所 掌 事 務																															
総務課長 (くらし安全課)	・国民保護に関する情報の収集に関すること ・国民保護対策本部の設置、運営に関すること ・国からの指示及び国への情報並びに連絡調整に関すること ・警察、消防の指示及び緊急連絡の伝達に関すること ・避難訓練の実施に関すること ・避難の指示に関すること ・緊急通報の対応に関すること ・国民保護本部の設置に関すること ・国民保護本部の所掌に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・多難難関の対応、監視及び事件に関すること																															
総務部 (総務課長)	・職員の前編、記録に関すること ・職員の前編に関すること ・職員の前編に関すること ・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること																															
保健課長 (総合政策課長)	・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること																															
会計課長 (会計課長)	・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること																															
部名	所 掌 事 務																															
総務部 (総務課長)	・国民保護対策本部の運営に関すること ・警察の指示及び緊急連絡の伝達に関すること ・避難訓練の実施に関すること ・避難の指示に関すること ・緊急通報の対応に関すること ・国民保護本部の設置に関すること ・国民保護本部の所掌に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・他の町民への関係及び連絡調整に関すること ・多難難関の対応、監視及び事件に関すること																															
保健部 (総合政策課長)	・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること																															
会計部 (会計課長)	・国民保護に関する広聴活動に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること ・市民の啓発に関すること																															

一連 番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
35	P.60	第3編	第3章	第3節 1 (2)②	避難の指示の受入れ・伝達等	市町村長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般住民、 <u>要配慮者</u> に対し、あらかじめ定めた方法で周知するものとする。	市町村長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般住民、 <u>災害時要援護者</u> に対し、あらかじめ定めた方法で周知するものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
	P.60	第3編	第3章	第3節 2	町域を超える住民の避難	逆に、他町の住民が本町へ避難してくる際には、 <u>第1編第5章第3節</u> であらかじめ締結した協定に基づき、住民の避難を実施する。	逆に、他町の住民が本町へ避難してくる際には、 <u>第2編第3章第11節</u> に定めた方法により、避難住民の誘導の補助を行う。	現状に合わせた表現の適正化
36	P.61	第3編	第3章	第4節 1 (2)	避難住民の運送手段の確保	(2) <u>要配慮者</u> の避難 県及び市町村は、あらかじめ第2編第4章第5節で定めた方法により <u>要配慮者</u> の避難を実施する。	(2) <u>災害時要援護者</u> の避難 県及び市町村は、あらかじめ第2編第4章第5節で定めた方法により <u>災害時要援護者</u> の避難を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
37	P.63	第3編	第3章	第9節	避難誘導の実施の補助		町は、多数の避難住民を受け入れる場合は、第2編第4章第11節で準備している方法により、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助する。また、食料、飲料水、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。	現状に合わせ削除
38	P.63	第3編	第4章	第2節	救援の実施	救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(<u>平成25年内閣府告示第229号</u>)」(資料3-4参照)に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から <u>内閣総理大臣</u> が定める日までとする。	救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>)」(資料3-4参照)に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から <u>厚生労働大臣</u> が定める日までとする。	災害対策基本法等の改正に伴う変更(国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府(防災担当)へ移管されたため)
39	P.66	第3編	第4章	3(4)	NBC災害への対処	核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、 <u>第2編第7章第1節2</u> により整備した <u>連携体制</u> に基づき対処していくほか、 <u>専門的知識を有する医療関係者により特別な救護班を編成し、被ばく医療活動等を実施するものとする。</u>	核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、 <u>国、県等の関係機関との連携を図りながら対処する。</u>	基本指針の変更(H28.3)に伴う表現の適正化
40	P.72	第3編	第5章	第2節 4	応急措置等の実施	武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、町は「 <u>上里町地域防災計画(風水害・事故対策編)</u> 」の「 <u>放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画</u> 」に定めるところに準じて措置を実施する。	武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、町は「 <u>町地域防災計画</u> 」に定めるところに準じて措置を実施する。	平成30年3月上里町地域防災計画との整合

一連番号	計画該当部分				項目名	新	旧	変更の理由
41	P.73	第3編	第5章	第2節 5 (4)	応急措置等の実施	<p><u>また、町は精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。</u></p> <p><u>(4) 汚染原因に応じた対応</u></p> <p>町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次ぎの点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>町は、県、消防機関と連携して、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療を実施する。</p> <p>また、核攻撃等においては、避難住民等)運送(に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。</p> <p>② 生物兵器による攻撃の場合</p>	新規	基本指針の変更(H26.5)に伴う変更
42	P.74	第3編	第5章	第5節 1	廃棄物対策の実施	<p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理</p> <p>武力攻撃災害発生時には、その特殊性に配慮しながら、「<u>上里町災害廃棄物処理対応マニュアル(初期対応版)</u>」に<u>準じて</u>廃棄物対策を実施する。</p>	<p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理</p> <p>武力攻撃災害発生時には、その特殊性に配慮しながら、「<u>災害廃棄物処理計画</u>」に<u>基づき</u>廃棄物対策を実施する。</p>	現状に合わせた表現の適正化
42	P.82	第6編	第1章	2 (3)	想定する緊急対処事態とその対処措置	(3) <u>ダム施設及び浄水場に毒物が大量散布された事態</u>	(3) <u>核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態</u>	現状に合わせた表現の適正化